

## 第15号議案

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第13条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 各種様式等に性別の記入を求めることの見直しに伴い、印鑑登録証明書の性別欄を削除するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。